

## 請求すべき按分割合に関する処分 Q & A

### Q 1 「離婚時年金分割制度」とは、どのような制度ですか？

平成19年4月以後に離婚した場合において、当事者間の合意や裁判手続により分割割合を定めたときに、当事者の一方からの年金分割の請求によって、婚姻期間中に納めた保険料（掛金）の額に対応する厚生年金（共済年金）を当事者間で分割することができる制度です。

厚生年金のほか、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済が年金分割制度の対象となりますが、以下は、厚生年金を中心に説明します。

### Q 2 請求すべき<sup>あんぽん</sup>按分割合（分割割合）について合意ができていますが、家庭裁判所の手続が必要なのですか？

当事者間で按分割合について合意ができている場合には、家庭裁判所の手続をすることなく年金分割の請求手続（「標準報酬改定請求」といいます。）をする方法がありますので、詳しくは社会保険事務所にお尋ねください。

### Q 3 年金分割には、請求期限があるのですか？

社会保険庁長官に対する標準報酬改定請求は、原則として、離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した場合には、請求できないこととされています。したがって、この期限を過ぎた場合には、家庭裁判所に対して審判又は調停の申立てをすることはできません。

### Q 4 「年金分割のための情報通知書」は、どこで入手することができるのですか？

最寄りの社会保険事務所に請求することができます。情報通知書を請求する際、請求書、年金手帳（又は基礎年金番号通知書等）、戸籍謄本などが必要になりますので、詳しくは社会保険事務所にお尋ねください。

### Q 5 審判が確定（又は調停が成立）したときは、どのような手続が必要ですか？

家庭裁判所の審判や調停で按分割合（分割割合）が定められた場合に、実際に年金分割制度を利用するためには、当事者のいずれか一方から、社会保険事務所において、年金分割の請求手続を行う必要があります（家庭裁判所の審判や調停に基づき自動的に分割されるわけではありません）。特に、年金分割の請求には、期限が厳格に定められています（Q 3）ので、この期限を過ぎることがないようにご注意ください。

年金分割の請求にあたっては、審判書謄本及び確定証明書（調停の場合は、調停調書謄本）のほか、戸籍謄本などの提出を求められますので、詳しくは社会保険事務所にお尋ねください。

